

第六一回

参第一八号

看護婦国家試験の受験資格の特例に関する法律（案）

（趣旨）

第一条 この法律は、看護婦の充足を図るため、看護婦国家試験の受験資格についての当分の間の特例を定めるものとする。

（受験資格の特例）

第二条 免許を得た後六年以上（高等学校を卒業している者にあつては三年以上）業務に従事している准看護婦で厚生大臣の指定した養成課程を修了したものは、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第二十一条の規定にかかわらず、看護婦国家試験を受けることができる。

（養成課程）

第三条 前条の養成課程（以下単に「養成課程」という。）は、准看護婦に、その業務のかたわら、看護婦になるのに必要な知識及び技能を修得させる施設とする。

2 養成課程においては、准看護婦がその勤務外の時間に授業を受けることができるように時間割を編成するものとする。

3 養成課程においては、厚生省令の定めるところにより、その教育の一部を通信により行なうことができる。

4 前三項に規定するもののほか、養成課程に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

（保健婦助産婦看護婦審議会）

第四条 保健婦助産婦看護婦審議会は、法第二十三条第一項及び第二項に規定する事項のほか、厚生大臣の諮問に応じて、養成課程の指定に関する重要事項その他養成課程に関する重要事項を調査審議するものとする。

（準用規定）

第五条 この法律は、准看護師に関して準用する。

（法の適用関係）

第六条 法第十九条及び第二十条の規定の適用については、第二条に規定する者は、法第二十一条各号の一に該当する者とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（厚生省設置法の一部改正）

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三十八号中「養成所」の下に「並びに看護婦の養成課程」を加える。

第二十一条第五項及び第二十二条第五項中「養成所を」を「養成所並びに看護婦の養成課程を」に、「養成所に」を「養成所及び養成課程に」に改める。

第二十九条第一項の表保健婦助産婦看護婦審議会の項中「養成所の指定」の下に「及び看護婦国家試験の受験資格の特例に関する法律（昭和四十四年法律第 号）第二条の養成課程」を加える。

理 由

看護婦の不足に対処するため准看護婦がその業務のかたわら看護婦になるのに必要な知識及び技能を修得することを容易にする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。